平成２２年（フ）第５１１号
堺市中区土師町３丁28番29号
債務者　岩本　香織
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５１９号
大阪府松原市天美北７丁目１番26号
債務者　梶原　英司
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５２４号
堺市南区茶山台２丁３番16―110号
債務者　川部　貞雄
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５６９号
堺市北区東浅香山町３丁31番地　ペア浅香山団地24棟208号、前住所大阪市東成区深江南１丁目10番12―507号
債務者　仁井田ゑい子（旧姓百地）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
北海道久遠郡せたな町大成区都435番地１
債務者　星　　紀子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第７８号
福島県会津若松市一箕町松長２丁目３番地の21、前住所福島県会津若松市一箕町松長３丁目12番地　県営住宅８棟７号
債務者　東海林　守
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
福島県会津若松市湯川町５番13号　市営住宅１棟30号
債務者　上野　紀子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
福島県会津若松市門田町大字日吉字丑渕47番地　県営住宅４棟９号、前住所奈良県奈良市大安寺七丁目28番２―３号
債務者　野田　一仁
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
神奈川県厚木市下川入336―２レオパレス下川入101号、住民票上の住所神奈川県相模原市緑区相原３丁目12番11号
債務者　臼倉　富男
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２２３号
神奈川県秦野市戸川844番地の３
債務者　長沢　重光
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２３５号
神奈川県厚木市下依知1079番地　カーサやよいＢ―101
債務者　佐賀千加子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２３７号
神奈川県伊勢原市高森６丁目1590番地の１
ア・ラ・モードⅡ103号
債務者　志村　健一
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２４６号
神奈川県秦野市鶴巻北１丁目８番２号　ハイム鶴巻２号
債務者　石井　友子（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２４９号
神奈川県平塚市西真土１丁目７番19―604号
ＮＩＣＥ　ＵＲＢＡＮ平塚総合公園
債務者　岩崎由佳倫
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２５２号
神奈川県平塚市宮の前２番15号
債務者　渡邉　　清
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２５６号
神奈川県小田原市北ノ窪468番地の１　込山ハイツＤ号室
債務者　青木貴美子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４６号
新潟県村上市藤沢20番地８
債務者　名子屋美奈
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部